

## ○武器等製造法の運用について

〔昭和四十四年五月十三日 四十四重局第七六号〕  
都道府県知事あて 通商産業省重工業局長

警察庁から別添写しのような申し入れがあつたので今後猟銃等の製造または販売の事業の許可に当たつては、事前に公安委員会と連絡の上、慎重に措置することとされたい。

---